

市役所からの お知らせ

国民年金

学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入しなければなりません。が、保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約128万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することができます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障害基礎年金の請求ができます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の

年金額には反映されません。

※毎年度申請が必要となります。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象校になる場合があります。

手続き 市民課へ学生証（写）または在学証明書・年金手帳・印鑑を持参してください。郵送でも手続きが可能です。

また、50歳未満の学生でない方で、保険料の納付が困難、かつ、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することができます。

問合先 市民課

☎（275）6241

学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付

令和2年度の学生納付特例の承認を受けた方で、令和3年4月以降も

引き続き在学予定であることをあらかじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

問合先 堺西年金事務所

☎（243）7900

国民健康保険

国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入の昭和21年4月2日～6月30日生まれの方で、75歳になる前に国民健康保険で人間ドックを受診する場合は、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健幸づくり課までご連絡ください。※75歳を迎える方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診できます。

問合先 健幸づくり課

☎（275）6374

消防団員募集



高

石市消防団は、会社員や学生など、市民によって構成される地域防災の中核となる消防組織です。普段は、市民を対象に救命講習や初期消火指導などを行い、災害が発生した時は、避難の呼びかけや誘導、救助、消火などを行います。あなたのまちの安全安心のため、消防団活動への参加をお願いします。

対象 市内在住または在勤で18歳以上の方

申込・問合先 / 危機管理課 ☎（275）6247

申請による

後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは：

国民年金法等における障がい年金
1・2級、身体障がい者手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。（撤回届の提出により、身体障がい者手帳等や障がい年金受給資格等が無効になることはありません）

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

税

固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

縦覧期間 4月1日～5月31日

（土・日曜日、祝日は除く）

縦覧場所 税務課固定資産税係

縦覧できる方 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

必要なもの 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等

なお、家屋新増築または地目変換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

令和3年度 上半期 くみ取り日程	住 所		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	取 石	1丁目・2丁目(6～11・13・15・18・19・23・26・28・30・33・34・38・39・46・47)	1 (木) 14(水)	⁴ / ₃₀ (金) 17(月)	1 (火) 15(火)	⁶ / ₃₀ (水) 14(水)	⁷ / ₃₀ (金) 17(火)	1 (水) 14(火)
	取 石	2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	2 (金) 15(木)	1 (土) 18(火)	2 (水) 16(水)	1 (木) 15(木)	2 (月) 18(水)	2 (木) 15(水)
	取 石	4丁目～7丁目	3 (土) 16(金)	6 (木) 19(水)	3 (木) 17(木)	2 (金) 16(金)	3 (火) 19(木)	3 (金) 16(木)
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	千代田	1丁目～6丁目、綾 園 7丁目	5 (月) 19(月)	7 (金) 20(木)	4 (金) 18(金)	3 (土) 19(月)	4 (水) 20(金)	4 (土) 17(金)
	東羽衣	4丁目(1～7)						
	高師浜	1丁目～4丁目、羽 衣 1・3丁目、東羽衣 1・2丁目	6 (火) 20(火)	8 (土) 21(金)	5 (土) 21(月)	5 (月) 20(火)	5 (木) 23(月)	6 (月) 21(火)
	東羽衣	3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)						
	東羽衣	3丁目(1～12・18)・4丁目(12)・5丁目(1～7・9～19・21～25・27・28)・6丁目・7丁目	7 (水) 21(水)	10(月) 24(月)	7 (月) 22(火)	6 (火) 21(水)	6 (金) 24(火)	7 (火) 22(水)
	加 茂	1丁目(5・8～10・12・13・16・17・19)						
	加 茂	1丁目(11・14・15)	8 (木) 22(木)	11(火) 25(火)	8 (火) 23(水)	7 (水) 24(土)	7 (土) 25(水)	8 (水) 24(金)
	綾 園	1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20・23)						
	綾 園	2丁目(9～23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	9 (金) 23(金)	12(水) 26(水)	9 (水) 24(木)	8 (木) 26(月)	10(火) 26(木)	9 (木) 27(月)
	綾 園	2丁目(2～8)・6丁目(1・7～11・13・22)、	10(土) 26(月)	13(木) 27(木)	10(木) 25(金)	9 (金) 27(火)	11(水) 27(金)	10(金) 28(火)
	加 茂	2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)						
	取 石	2丁目(37)	12(月) 27(火)	14(金) 28(金)	11(金) 28(月)	12(月) 28(水)	12(木) 30(月)	11(土) 29(水)
	加 茂	2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11)						
	西取石	1丁目(1・2・4・10～15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)						
	取 石	2丁目(4・5・12・14・16・17・25)、	13(火) 28(水)	15(土) 31(月)	14(月) 29(火)	13(火) 29(木)	16(月) 31(火)	13(月) 30(木)
	西取石	1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)						

問合先
生活環境課
☎(275)6266

泉大津税務署から納付期限のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告と納税は、4月15日（木）までです。

納税には、便利で安全な振替納税をご利用ください。利用する場合は、「預金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。すでに所得税の振替納税をしている人が新たに消費税の振替納税を利用する場合は、「預金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

▼振替納税の振替納付日

- ・申告所得税及び復興特別所得税…5月31日（月）
- ・消費税及び地方消費税（個人事業者）…5月24日（月）

▼振替依頼書がオンラインで提出できます

振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありますが、令和3年1月から、オンライン（e-Tax）で提出できます。お手持ちのパソコン、スマ

ートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できるのでご利用ください。

▼QRコードを利用したコンビニ納付をご利用ください

パソコン・スマートフォン等を使用して、納付に必要な情報（氏名や税額など）を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。

▼還付金の受取

還付金の受け取りは、申告者本人名義の口座に限り振り込みが可能です。

本人名義の口座であっても、預貯金口座名義に店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれている場合や名義が旧姓のままである場合は、振り込みができません。

ゆうちよ銀行に振り込みを希望する場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。

インターネット専用銀行は、特定の銀行を除いて、還付金の振り込みができませんので、取引先のインターネット銀行までお問い合わせください。

問合先 泉大津税務署

☎ 0725（33）5601

各種

令和3年度分の無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方へ令和3年度分の無料普通ごみ処理券（緑色）を送付します。なお、本市に住民票を移されていない方には無料普通ごみ処理券は郵送されないで、印鑑と居住していることがわかる書類（住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの）を持って生活環境課で交付申請をしてください。

■ご注意ください

- ・令和2年度の無料普通ごみ処理券（茶色…3月31日までの収集のごみに利用可）を使い切らずに残された場合は、日用品との交換を予定しているため、残ったシールは捨てずに必ず保管しておいてください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。

・普通（可燃）ごみ以外には、シールは必要ありません。

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

事業主・労働者の皆さんへ改正高年齢者雇用安定法について

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます。65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業確保措置の実施が「努力義務」となります。

■高年齢者就業確保措置について

対象 ①定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主②65歳までの継続雇用制度を導入している事業主
内容 次のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ②定年廃止③70歳までの継続雇用制度の導入④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤70歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入「事業主が自ら実施する社会貢献事業、事業主が委託・出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業」

問合先 ハローワーク泉大津

☎ 0725（32）5181（31＃）

水道料金等の収納業務を民間へ委託します

サービス向上と水道事業の経営の効率化を図るため、水道料金等の収納業務を民間の事業者に委託します。

業務内容 料金等収納業務、電話等受付業務、検針業務、閉鎖栓業務、メーター取替業務ほか

委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

営業時間 午前9時から午後5時30分（土曜・日曜日、祝日を除く）

委託先 第一環境株式会社関西支店
問合先 上下水道課お客様サービスセンター ☎（275）6427

福祉医療費助成制度が変わります

重度障がい者医療証・こども医療証・ひとり親家庭医療証の交付を受けている方は、令和3年4月1日より精神病床への入院が助成対象となります。

問合先 ▼重度障がい者医療証について 高齢・障がい福祉課 ☎（275）6294

▼こども医療証・ひとり親家庭医療証について こども家庭課 ☎（275）6349

消費生活センターだより Consumer service center newsletter

買い物についてのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大予防と社会経済活動の両立を図るため、スーパーなどの店舗で買物をするとき、または外食をするときは、従業員と消費者が理解・協力しあうことが大切です。

また、品薄や欠品、席の配置の制限など、従来のサービスと異なり戸惑うことがあるかもしれませんが、是非「お買物エチケット」等のご協力と、お店の応援をお願いします。

お店の方に意見を言うときは、「消費者が意見を伝える」際のポイントに十分配慮しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階

時 間 9:00~16:45

休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

「消費者が意見を伝える」際のポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」とときには次の、3つのポイントを参考にしてみてください。

Point1

ひと呼吸、置こう！

怒りに任せた発言は逆効果。
ひと呼吸おいて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



Point2

言いたいこと、要求したいことを
「明確に」、そして「理由」を
丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point3

事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。
一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



従業員、事業者も頑張っています。
意見の伝え方には留意しましょう。

※行き過ぎた言動をとると、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。

【事例①】強要罪に問われた例

アルバイト従業員の接客態度に因縁をつけ、「土下座して謝れ。」などと怒鳴りつけ、店員に土下座して謝罪をさせたとして、強要罪で有罪に。

【事例②】恐喝罪に問われた例

店長の接客態度に因縁をつけ、長時間にわたり店長等に抗議をし、これを良い機会として脅迫をして、物品を要求し、恐喝罪で有罪に。

※消費者庁の啓発資料より（消費者ホームページ「買い物等について」に掲載）

自動車安全運転者講習会

春の全国交通安全運動（4月6日～15日）に先駆け、自動車運転に関する交通ルールについて講習会を実施します。

日程	会場
3月17日（水）	羽衣公民館
3月18日（木）	中央公民館
3月25日（木）	とろしプラザ
3月26日（金）	デージードーム

※いずれも午後7時～8時
（受付：午後6時30分）

申込 当日直接会場へ

※中止になる場合があるため、高石警察署 交通課 ☎（265）1234へ事前にお問い合わせください。

問合先 土木管理課

☎（275）6478

3月は自殺対策強化月間

令和元年度は全国で年間2万169人、府内でも1234人の方が自殺で亡くなっています。

自殺は、その多くが追い込まれた

末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であると言われています。悩みを抱えている方は、一人で悩まず、専門の相談機関にご相談ください。また、身近な方の悩みに気付いたら、温かく寄り添いながら悩みに耳を傾け、専門家への相談をすすめ、じっくりと見守りましょう。

問合先 このころの健康相談統一ダイヤル ☎0570（064）556

（3月31日午後5時まで24時間受付）



狂犬病の予防集合注射を中止します

感染症拡大防止のため、例年4月に実施していた狂犬病予防集合注射を中止します。

狂犬病予防接種は個別に動物病院で受けてください。

市内の動物病院

▼ワールド動物病院「西取石1・9

・9 ☎（264）2250」

▼やまよし犬猫病院「取石3・8

・30 ☎（260）1139」

▼綾園動物病院「綾園1・6・3

“健幸ポイント事業”新規参加者を募集します！

健幸ポイント事業は、市民の皆さんの健幸づくりを応援するプロジェクトです。毎日のウォーキングや健幸づくりに関するプログラムに参加することでポイントがもらえ、貯めたポイントはたかいし共通商品券やAmazon ギフト券に交換することができます。事業に参加するには説明会への出席が必要です。必ず事前に説明会への申込をお願いします。

問合先 スマートウェルネス推進班 ☎（267）1161

参加者説明会詳細

日程・会場

日程	3/27（土）、4/23（金）
会場	市役所（別館3階）

時間 ①10:30～11:30
②13:00～14:00

対象 市内在住の20歳以上の方

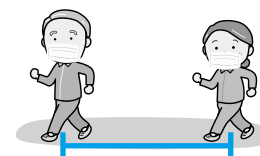
定員 各回28人

入会料 500円

申込・問合先 説明会前日までにスマートウェルネス推進班へ電話申込

☎（267）1161

イベント参加時は必ずマスクを着用し、人と適切な距離を保ちましょう！！



前後は5mを目安に！

紹介ポイントプレゼントキャンペーン

～80歳以上の方を紹介いただいた方に、お一人様ご紹介毎に500ptをプレゼント！～

80歳の方のご入会時、申込書に紹介者の氏名とIDをご記入いただき、後日紹介者のみにポイントを付与します。



※紹介ポイントの獲得は4人分（2,000pt）を上限とします。

※同一の方を複数人が紹介することはできません。

※年間交換ポイントの上限に関わらず、交換できるポイントです。



☎ (265) 57761

※手続きの際、3月に郵送する予定の「狂犬病予防注射済票交付手数料領収書」をご持参ください。

問合先 生活環境課 ☎ (275) 6266

市役所ではさまざまな相談を受け付けています

市役所では、どんな方からの相談も受け付けています。相談者の性別や年齢、世帯構成、国籍や戸籍の有無、職業、所得や収入、住所や住居の有無などは一切問いません。

相談の内容も日常の悩みやトラブルから行政への要望まで幅広く受け付けています。また、人権に関することは人権相談員、乳幼児に関することは地域の保健師など専門の知識を持った相談員が対応します。

各種相談については、市ホームページをご覧ください。13ページの「相談窓口」をご覧ください。相談内容は秘密厳守で他の方に漏れることはありません。なお、費用は無料です。

高石市役所ホームページ
「相談案内」のページ

スマートフォン・
カメラ付き携帯電話用のQRコード



みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

3.11 伝承

平成23年3月11日14時46分、マグニチュード9.0、最大震度7の海溝型大地震が発生。

東日本大震災から10年の歳月が流れましたが、東北の今と未来について復興庁は、(一)被害者支援(二)住まいとまちの復興(三)産業・生業の再生

(四)福島復興・再生の4つを柱として、一刻も早く東日本大震災からの復興を成し遂げられるよう対応してきました。しかし、地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階です。

また原子力災害被災地域は、今後も中長期的な対応が必要な状況を踏まえ、復興・創生期間後の復興を支える仕組み・組織・財源が必要です。そのため、復興庁設置法等の一部を改正し、復興庁の設置期間を本年4月1日から令和13年3月31日まで10年間延長することにしました。その結果、令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第一期復興・創生期間」の理念を継承しました。その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため「第二期復興・創生期間」と位置づけ、さらに今後の取組みとして、地

震・津波被災地域については、(一)岩手復興局及び宮城復興局の位置を課題が集中する沿岸部に移設(二)復興特別区域法の対象地域の重点化(三)地方創生との連携強化。

また、原子力災害被災地域については、(一)移住等の促進(二)国際教育研究拠点(年内を目途に政府の成案を得る)(三)営農再開の加速化として復興・創生に取り組んでいます。一方、「3・11伝承ロード」として、様々な施設や震災遺構等が整備されています。

◆岩手県 「命を守り、海と大地と共に生きる」をテーマに、津波災害の事実と教訓を学べる、東日本大震災津波伝承館いわてTSUNAMIメモリアル

◆宮城県 津波による大きな被害のあった名取市の震災の記憶と教訓を学べる、名取市震災復興伝承館 関上の震災と復興◆福島県 「あの日の経験を、みらいの教訓に」をテーマに、原子力災害の事実と教訓を学べる、東日本大震災・原子力災害伝承館

これらの施設は、東日本大震

災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓を後世へ伝承することを国内外に向けた復興に対する強い意志を発信しています。

最後に、法務省では、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を人権啓発の強調事項の一つに掲げ、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処しています。令和2年3月には、改めて、ホームページで次のメッセージを発信しています。

「偏見、差別、誹謗中傷は、被災者の方々の尊厳を傷つけるもので、断じてあってはならないことであり、このような風評を払拭するため、福島県を始めとする被災地の現状や放射能に関する情報について、正しい理解に努めてほしい。」

あれから10年、正しく理解し、記憶と教訓を後世へ伝承していくのは私たちです。

人権推進課

☎ (275) 6279



▲昨年の健診 JAM の様子

「健康診断を受ける機会がない」というあなたのために

～ 特定健診を受けて、生活習慣病を予防しよう！ ～

TAKAISHI 健診 JAM

3/20（祝） アプラたかいし（3 階）

市では、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、無料で受診できる特定健診を実施しています。TAKAISHI 健診 JAM で健診を受診された方にはプレゼントをお渡ししますので、この機会にぜひ受診してください。その他の保険に加入している方の健診は、各保険者にお問い合わせください。

※当日はマスクを着用してお越しください。 問合先 健幸づくり課 ☎(275)6381

特定健診（国保・後期高齢者対象） 9：30～13：00

対象 35 歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者

持ち物 国民健康保険証または後期高齢者保険証（40 歳以上の方は「特定健康診査受診券」も必要）

費用 無料 **申込** 当日直接会場へ

※健診は 1 時間程度で終了します。



健幸づくりイベント 10：00～14：00

- ・素敵なゲストによるワークショップ
- ・ヘルスケア産業のサービス体験 など



健幸ウォーキング Part4

3/20（祝） 9：00～

※受付は 11：00 まで、ゴールは 12：00 まで

参加にあたっての注意点

原則、マスクを着用して参加してください。ただし、息苦しさを感じた場合は、無理せず休憩し、周囲の状況を見てマスクを外してください。

2 月に続いてウォーキングイベント第 4 弾を開催します。ゴール時には粗品をプレゼント！健幸ポイントも付与します。

対象 市内在住・在勤・在学の方（小学生以下は要保護者同伴）

参加費 無料

申込 当日直接各スタート地点受付へ

※雨天時の開催については当日午前 7 時以降に

☎0180(997)040 へお問い合わせください。

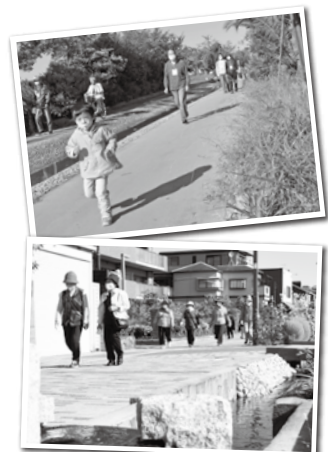
問合先 スマートウェルネス推進班 ☎(267)1161

※各公民館や市ホームページで手に入る受付用紙を事前に記入しておくとう受付がスムーズです。



前後の間隔は 5m を目安に！

市内ウォーキングロードマップ



▲昨年の健幸ウォーキングの様子